

豊島区現場代理人の兼任に関する運用基準

制定 平成 30 年 3 月 7 日 総務部長決定

(趣旨)

第1条 この基準は、豊島区工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第10条第4項の規定に基づき、現場代理人が兼任することができる場合についての必要な事項を定めるものとする。

(兼任することができる条件)

第2条 次の各号の全てに該当する場合は、合計で2件まで現場代理人を兼任することを認めることができるものとする。ただし工事主管課長が、工事内容や工事の時期、工事現場の状況、安全管理上の理由などから兼任を認めることが適当でないと判断した場合はこの限りではない。

- (1) いずれも豊島区が発注した工事であること。
- (2) いずれも工事現場が豊島区内にあること。
- (3) 契約金額 3,500 万円(建築一式工事の場合は 7,000 万円)未満(税込)の工事であること。
- (4) 発注者または監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。
- (5) 必ずいずれかの工事現場に常駐し、その際、他方の現場作業が行われていないこと。ただし、契約約款第10条第3項第1号から第4号により常駐を要しないと認められた期間は除くものとする。
- (6) 発注者または監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行えること。
- (7) 安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。
- (8) 前年度または当該年度における工事成績評定が 60 点以上であること。

(兼任に関する手続き)

第3条 現場代理人の兼任を希望する受注者は、工事着手前に「兼任申請書」(以下「申請書」という。)を履行中工事主管課に4部提出し兼任の承認を受けた後、工事主管課にその「申請書」を提出の上、さらに承認を受けなければならない。なお「申請書」は、承認後、工事主管課、履行中工事主管課、契約課で保管するとともに受注者に返却する。

(契約変更時の取扱い)

第4条 現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、第2条第1項第3号に定める契約金額以上になった場合についても、引き続き現場代理人を兼任することができるものとする。

(兼任することができる工事の特例)

第5条 単価契約の工事若しくは工事現場が同一の場所または近接した場所で、本体工事に密接な関連性のある追加工事(随意契約を含む)については、現場代理人を兼任することができることとし、第2条に規定する件数に含まないものとする。

付 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告開始する工事について適用する。